

第 109 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和 3 年 9 月 17 日（金）14:00～16:01

■場 所：共用第 2 特別会議室（Web 会議システム併用）

■出席者（敬称略）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員：持丸正明、小川武史、河村真紀子、澁谷いづみ、水流聡子

専門委員：北村光司、木村哲也、松本貴行

<消費者庁>

片岡審議官、大森消費者安全課長、松本事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング
（住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等）
3. 個別事案について
 - （1）申出事案
 - （2）その他
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング
（住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等）

○中川委員長 では、ただいまより第 109 回「消費者安全調査委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、ウェブ会議システムによる委員会開催となりますので、よろしくお願いたします。

まず 1 件目です。初めに、住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等のフォローアップを行います。

消費者安全調査委員会では、住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等に係る事故等原因調査を行い、平成 31 年 1 月に経済産業大臣及び消費者庁長官に対して意見を述べました。その後、令和 3 年 3 月に本件のフォローアップとして公開ヒアリングを実施し、製品からの発火による住宅火災のリスクが高いと判断した鋼板な

し型について、新規製品の設置形態の見直し、既設製品への応急点検が実施されたこと等を確認いたしました。

本日は、残る3つの意見に関する取組とその後に発生した同種類の事故について、経済産業省から説明をいただきます。

経済産業省の皆様、お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、御説明をお願いいたします。

○経済産業省 皆様、経済産業省情報産業課長の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、私のほうから配付資料1に基づきまして3つの点について御説明をし、その後、他の者から同種類の事故に関する説明をするという流れだと伺っております。

まず1つ目でございますけれども、再発防止に関する取組の一つとして、定期点検の促進策はどうなんだというところがございます。定期点検の実施率をしっかりと把握する。また、実施促進について確認していくというところが論点だったと理解しております。

復習になりますけれども、太陽光発電システムは設置されてもユーザーさんが保証書を返さないとか、ユーザー登録をされないなど、モジュールメーカーが設置場所を特定することが、モジュールメーカーだけでは限界があった部分があります。したがって、定期点検の実施、実施率把握に向けて、一般社団法人住宅生産団体連合会、住団連さんの御協力を得て、住宅の屋根に設置された太陽光発電システムの点検を実施するための簡易チェックリスト、太陽光発電システムの点検要領というものを策定していただきました。資料は皆様に共有されていると思います。これは5年ごとの住宅定期点検のタイミングに合わせて実施することで太陽光発電システムの点検の普及を促進したいという趣旨でございます。また、各社の点検情報を吸い上げて、実施率の把握を行っていきたいと考えてございます。

この点検チェックリストにつきましては、8月17日に住団連さんのウェブサイトに掲載いただいて展開をさせていただいているということでございます。

これが1つ目の論点でございます。

続けて説明だけざっとさせていただきますと、2つ目の論点でございます。モジュール設置形態をうまく基準化できないかというところがございます。鋼板なしのところをどうするのかという点でございます。これもいろいろ御議論いただきましたけれども、施工のときにモジュールとは別に鋼板等を敷設するという形になっているものですから、言ってみればモジュールと鋼板が別製品になっておりますので、モジュール製品の規格であるJISでは定義することがなかなか難しいというのが結論でございます。

他方、それだけでは困りますので、施工のマニュアル、また、仕様書において、鋼板等敷設型設置に関してしっかり記載していただく。住宅用PVモジュールの設置制限について、鋼板の設置方法とかコネクターやケーブル設置に係る注意点等に

ついて明記していただくということで進めていただくことにさせていただきます。

これが2点目であります。

3点目、経年劣化を伝える仕組み、モニターに表示をすとか、そういったところも含めて、開発課題の進捗状況をしっかりフォローするというのがあったと思います。発火リスク低減のための開発です。

特にこれは3点申し上げますと、まずバイパス回路の安全性向上でございますが、熱暴走試験、IEC規格、世界規格62979:2017というものがございませけれども、これをベースにした上で、それよりさらに厳しい社内試験、社内規格を各社でつくって運用していただいているということが1つ目でございます。

2つ目が材料の封止構造の火災安全性の向上でございますけれども、これはいろいろ確認しましたところ、各社、今使用可能な範囲内で最も難燃性の高い樹脂を選定し採用しているということでございます。また、さらに鋼板等なし型以外の設置形態に変更することでいろいろ対応しているというのが2つ目でございます。

3つ目でございますけれども、遠隔監視システムの話がございました。遠隔監視システムの開発ですが、既にいろいろなシステムを導入していただいている。開発ではなくて社会実装しているメーカーも一部ございます。これはまさに今、商品の差別化要素にもなっております。利用者にとってもそちらのほうが利便性が高いものですから、各社が競って開発をしているというような状況でございます。したがって、投入時期は個社ごとに異なるけれども、今、この流れの中で順次ラインナップが増えて、社会実装が進んでいくのかなと考えてございます。この辺り、引き続きしっかりフォローしていきたいと思っておりますけれども、現状は以上のおりでございます。

情報産業課からの御説明は以上で終わりたいと思います。

次は製品安全課さんからよろしく申し上げます。

○経済産業省 製品安全課の製品事故対策室の望月と申します。

それでは、類似事故の御説明をいたしたいと思っております。

今回、類似事故1についていただいております。この事故の原因究明でございますけれども、既に消費者庁の製品事故情報検討会と本省の製品事故判定第三者委員会の議論が終わっておりますので、その結果を御報告するものです。

既に資料は事務局に届けさせていただいておりますので、本日は概要を説明させていただきます。

まず調査の結果でございますけれども、本事故でございます。住宅の屋根に設置した瓦一体型の太陽電池モジュール付近から発煙し、屋根の野地板、太陽電池モジュール、当該製品等を焼損したものでございます。調査の結果でございますけれども、残存したケーブルの外装被覆に脆化は認められず、複数箇所に切れ込みのような損傷が認められたということでございます。そして、損傷の箇所でございますが、梱包時に束ねられたケーブル同士が重なる場所であったということでございました。

今回の事故でございますけれども、製品に起因する事故ではないと判断しており

ます。その理由を申し上げます。調査の結果、太陽電池モジュールに出火の痕跡は認められず、ケーブルが断線し、異極間短絡した痕跡が認められたことから、ケーブルから出火し、太陽電池モジュール及び屋根の野地板に延焼したものと推定されております。そして、ケーブルが異極間短絡した原因でございますけれども、被覆に脆化は認められず、焼損していないケーブル被覆に切れ込みのような損傷箇所が複数認められております。したがって、当該接続ケーブルを開いて設置したときに、ケーブルの外装被覆を損傷させたため、使用に伴って絶縁性能が低下し、短絡が生じたものと推定されておまして、製品に起因しない事故と判断しております。これが今回の合同会での審議の結果ということで御報告させていただくものでございます。以上でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、意見交換、質疑応答に移りたいと思います。

本件に関しては、再発防止策の取組状況について、サービス等事故調査部会で議論をしているところでございます。そこで、まずは持丸部会長から御意見、御質問をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○持丸委員 サービス部会長の持丸でございます。

まず、いろいろと御対応いただきまして、徐々に私どものほうでもクリアになってきておりますが、サービス部会の私のほうから2点申し上げたいことがございます。

一つは、定期点検の実施率の把握の辺りなのですけれども、第1回のフォローアップ評価のときに、細かい話なのですが、鋼板等なし型のモジュールに対する定期点検の見直しが行われたと。このことについて、今回御提示いただいた太陽光発電システムの点検要領の中には特に反映されていないのですが、これは何か理由があれば御説明をいただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○経済産業省 西川でございます。

御指摘の点というのは、恐らくバイパスダイオードの機能を確認するかどうかという部分だと思いますけれども、これにつきましては、太陽電池モジュールの裏面に取り付けられている。点検には屋根にある太陽電池モジュールを取り外してやらなければならない。点検は非常に複雑でございます。したがって、今回住団連さんをお願いをしてやっていただくところは、住宅のチェックのときにやるという簡易なものでございますから、通常は発電量など定期点検のほかの項目で太陽電池モジュールに問題がありそうだと判断をしてから点検を行うことになる。こういうことを考えています。したがって、もともとのこの太陽光発電システム保守点検ガイドラインでも適宜という形になっていると思いますけれども、今回2段階でしっかりやりたいなと思っております。

以上でございます。

○持丸委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一点お伺いしたいと思います。実はこれ、パワーコンディショナーに関連す

るところなのですが、経済産業省さんから提示いただきました太陽光発電システムの事故リストを見ておきますと、やはりパワーコンディショナーの発火の事故件数が多いように私どもには見えます。システムの保証期間に比べてパワーコンディショナーの保証期間が短いのだということを定期点検時に所有者にしっかり伝えていただくとか（通信不良）。

- 松本室長 持丸委員、音声が届いていないようでございます。少々お待ちください。
- 中川委員長 持丸委員はまだ復旧できないようですので、この間にほかの委員の方から御質問、御指摘等ありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

澁谷委員、お願ひいたします。

- 澁谷委員 澁谷です。

御説明ありがとうございます。

先ほどの御説明では、住宅太陽光システムの点検は住宅メーカーの定期点検に合わせて行うという御説明だったかと思ひますけれども、太陽光発電システムの点検を行う案は現実味のあるよい方法かと思ひます。この方法で全体の既存の設置住宅の何%ぐらいを何年かかかってカバーできますかということをお問ひしたいと思ひます。もし分かれば、今すぐでなくても後日でもよいので、カバー率をお教へいただきたいと思ひます。

また、この点検でのカバー率を補うほかの方法ももし必要とお考へでしたらお教へいただきたいと思ひます。

以上です。

- 中川委員長 お答へをお願ひいたします。
- 経済産業省 住団連さんに所属している大手ハウスメーカーさんが9社ございますけれども、このカバー率が全体20~25%、4軒に1軒ぐらいということ。住宅着工件数としては毎年28万戸中6万戸ぐらいをカバーしているということでございます。

PV設置率まではよく分からないのですけれども、これは大手事業者さんなものですから、一般よりは比較的設置率も高い住宅が多いのかなと考へてございます。

こういった各社で、今、現場での点検の実施に向けて準備を進めているということでございます。先ほど8月にチェックリストをホームページに載せたというのがありますけれども、これに基づく点検をこれから順次やっていく。準備のできたメーカーから順次開始していくという段階でございます。

今の状況は以上でございます。

- 中川委員長 澁谷委員、どうぞ。引き続きお願ひします。
- 澁谷委員 そうしますと、この方法では半分に届くのも少し時間がかかりそうなのですが、この方法を補うほかの方法も何か必要とお考へでしたらお聞かせいただきたいと思ひますが、どんな検討をされておりますでしょうか。

- 中川委員長 お願ひいたします。

- 経済産業省 これはなかなか難しい点でございますけれども、まずはこの住団連さんの取組をやっていただいて、現場で実際にどこまでできるのかということをお検証

していきたいなと思います。その上で、さらに横展開というか、大手メーカーさんではないところにも広げる取組が、うまい取組が出てきたらこれはしっかりやっていきたいなと思ってございます。今後の検討課題だと思います。

○澁谷委員 ありがとうございます。

○中川委員長 では、持丸委員の通信が復活しましたので、御質問の続きをお願いいたします。

○持丸委員 パワーコンディショナーに関連する火災事故についてお伺いしたいのですが、提供いただきました太陽光発電システムの事故リストを拝見しておりますと、パワーコンディショナーの発火事故件数がやはり目立つなという気がいたします。我々が察するに、システム保証期間に比べてパワーコンディショナーの保証期間が短いことがあると思うので、こういうようなことを定期点検時に所有者にちゃんと伝えていただく。あるいは、形式等で既に保証期間を超えるパワーコンディショナーを使っている所有者には、ぜひとも更新を促すというようなことを要領に加えていただけないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○中川委員長 御回答をお願いいたします。

○経済産業省 今の定期点検の中で、パワーコンディショナーは外部からの目視点検を中心にやりましょうということになっております。ただ、御指摘のようなパワーコンディショナーの耐久寿命と太陽光発電パネルそのものの寿命は違うというところや、また、パワーコンディショナーは外部に目視した上で、そこで不備があった場合にどういうことをしたらいいのかというような点については、今の御指摘も踏まえて検討課題として住団連さんにも共有しながら議論していくのかなと考えてございます。

以上でございます。

○持丸委員 よろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

○中川委員長 では、小川委員、お願いいたします。

○小川委員 製品部会長の小川と申します。

先ほど類似事故の御説明もいただいたのですが、先ほど御説明いただいたのは今日配られている資料2の内容とは別の内容なのではないでしょうか。こちらの類似事故は、資料2で見えていたものと、施工時のケーブルに傷がついたというのは認識していなかったのですが。

○松本室長 類似事故に関わる資料の赤、黄色、青のところの類似事故1のF社のものの事例でございます。

○小川委員 類似事故1について御説明いただいたのですか。

○松本室長 はい。

○小川委員 その類似事故1についてですけれども、太陽電池を支持する構造に発泡材料、難燃性ということになっているようなのですが、それがかなりたくさん使われているということなのですが、これはどのぐらい（パネルメーカーのうち何社？）使われているのかということの後日教えていただきたいなと思いますが、いかがで

しょうか。よろしいでしょうか。

○中川委員長 製品安全課から御回答をお願いいたします。

○経済産業省 製品事故対策室です。

今の発泡材料がどれくらい使われているかという点でございますけれども、今、こちらの事故報告のほうではそのような情報までないところでございますので、分かるかどうかも含めて調べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○経済産業省 情報産業課でございますけれども、協力して調べて可能な範囲で共有したいと思います。

以上です。

○小川委員 あともう一点、今日の御説明ではなかったのかもしれませんが、類似事故2というところは鋼板なし型だったと我々のほうは認識していますが、鋼板なし型というのは（当該事業者においても既に）新品が供給されていないということは間違いないでしょうかということも併せて御確認いただきたいのと、雷が落ちたというようなことも聞いておりまして、地絡検知器というのですか、雷が落ちたのを（誘導雷被害を）検知するようなものがついていたのかということについても、類似事故2についてぜひ御確認いただきたいと思います。これも後日で結構です。

以上です。

○中川委員長 では、後日お願いできますでしょうか。それとも、今お答えすることがありましたらよろしくをお願いします。

○経済産業省 類似事故2についてなのですけれども、現時点で私どもが消費生活用製品安全法の第35条に基づく重大製品事故に基づいて報告がなされたものについて消費者庁からいただいて調査をしているというものなのですが、現時点でそのような通知を受けておりません。この点、消費者庁と協力しながら、まずそのような通知をいただきましたら経済産業省としても調べられることがないか、調査についてかかっていきたいなと思っておりますけれども、今のところ私どものほうに通知は来ていないという状況でございます。

以上です。

○小川委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川委員長 類似事故2については、経産省では把握されていないということなのですね。

○経済産業省 大変申し訳ございませんけれども、現在通知が来ておりませんので、私どものほうでは把握していないというものです。

以上です。

○中川委員長 では、室長、どうぞ。お願いします。

○松本室長 重大製品事故か否か、消費生活用製品安全法の問題と認識しております。今回は委員会の審議の範囲を画するものではないということでございます。また、今回調査対象製品の火災と認識しておりますので、ぜひとも事実関係を確認していただきたいと考えております。

○中川委員長 ということですが、大丈夫でしょうか。やり取りはちゃんとつながっていますでしょうか。製品事故対策室の方、お願いします。

○経済産業省 消費者庁とよくコミュニケーションを取らせていただいて、対応を検討していきたいと思います。

以上です。

○中川委員長 ちょっとコミュニケーションがうまくいっていないかもしれませんが、またこの後確認をしてください。

ほかの委員からいかがでしょうか。あるいは、もちろん同じ委員でも構いません。どうぞ。

○河村委員 河村です。

御説明ありがとうございます。

類似事故の御説明を先ほど製品安全課さんからいただきました。そのことで質問があるのですが、類似事故1は製品に問題はなかったという結論をお聞きしたところなのですが、私のいただいている情報によれば、これは恐らく鋼板等付帯型というものですよね。つまり、屋根とケーブルは接しているような形の設置方法だと思うのですが、このような事故を防ぐための手立て、今後そういうことが起きないための再発防止についてはどういうふうに結論を出されているのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○中川委員長 お願いいたします。対策室のほうですね。

○経済産業省 製品事故対策室でございます。

類似事故1の点でございますけれども、今回私どものほうで NITE に調査をしていただきまして、それで製品に起因する事故ではないと判断をさせていただいて、それを消費者庁と当省の合同委員会のほうでその判断でということで審議が終わったものでございます。

それで、鋼板等付帯型であったかどうかというところでございますけれども、鋼板等付帯型であったと聞いております。

今回の事故を防ぐためということでございますけれども、先ほど申しましたように、今回、ケーブルを開いたときにケーブルを傷つけたのではないかとということが調査の報告で挙がってまいりました。そのようなことから、梱包を開くときに気をつけて開くようにという注意喚起などはメーカーのほうで必要な対応をされたということは伺っております。そういうことを説明書として加えるような措置をとられたということを事故報告の中で伺っております。

以上です。

○中川委員長 河村委員、いかがでしょうか。

○河村委員 ありがとうございます。

開くときに気をつけるというのは当然のことながら、また改めて気をつけていただきたいのですが、やはり何らかのことで設置後何年もたってケーブルから何か起きたときに、家屋の本体のほうに行くという構造なので、製品の下についている鋼板よりそのまた下で起きる発火ですよね。それに対しての設計上の工夫みたいな

ことも踏み込んで考えていただけたらなと思っております。

○中川委員長 ほかはいかがでしょうか。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 維持管理に関してお伺いしたいのですが、これは事業者は太陽光の住人ということになって、一般の人が太陽光の保安管理をするというのはなかなか難しいと思うのですが、今、経済産業省のほうはスマート保安というような考え方で、モニタリングをしながら保安力を上げるというような取組を推進されていると思うのですが、それから、これから先、太陽光は増やしていかなければいけないもので、そういう観点からすると、やはり住民以外の何らかの組織が保安を引き受けていくような仕組みを早くつくらないと、今のケーブルが損傷していたのも、モニタリングしていれば何らかの形で分かる可能性もありますし、そういったことに対しての取組がどういうふうに進められているかお伺いできればと思います。

以上です。

○中川委員長 では、御回答をお願いします。

○経済産業省 ありがとうございます。

先ほど御説明させていただいた遠隔監視システムというものは、まさに消費者だけではなくて、メーカーも含めてよりスマートに遠隔で監視をしていけるかというサービスであります。これがある意味、法的には、事業者たる設置者が責任を負わなければいけないのですが、それをスマートにやるための取組として各メーカーさんがそういった新しいサービスを IT も活用して今始めているところですから、まさに御指摘のとおりサービスが競争の中でしっかりと社会の中に入っていくことが大事かなと思っております。引き続きそういったものがしっかりと広がるように働きかけをしていきたいと思えます。

○小川委員 ありがとうございます。

○中川委員長 ほかはいかがでしょうか。

水流委員、お手が挙がりましたか。お願いいたします。

○水流委員 ありがとうございます。

住宅の協議会のほうでやっていただけるということですが、これから購入される方に対して、住宅を購入する、新築を建てるというときにソーラーパネルの話が出た場合に、こういった課題がある、なので、きちんとメンテナンスをしていかないといけないというような情報提供を、協議会としてきちんとしていただくという方向性はお考えでしょうか。

○中川委員長 御回答をお願いできればと思いますが、お願いいたします。

○経済産業省 御質問の趣旨を正しく理解しているかあれですが、恐らく2つのアプローチがあるかなと。一つは、実際にこの太陽光発電パネルを作っているメーカー、また、そういったメーカーが実際に敷設をするわけですが、そういった申込みがあったときに、当然メーカー側からそれぞれの方にしっかりと御説明をしていく。これは重要でございますし、既に始めているところでございますけれども、

それに加えて、先ほどメーカーさんになかなか登録しないとか、メーカーさんとの関係が疎遠になりがちなので、そうはいつでも住宅は買うわけですから、住宅のメーカーさんとの関係でもダブルで消費者の方にアプローチをしていく。こういう取組をしていきたいというのが今の流れでございます。

答えになっているか分かりませんが、我々の認識は以上のおりでございます。

- 水流委員 住宅を購入するとき・住宅を設計するときに、何を付けるかと付帯事項で考えます。そのとき、屋根が対象の場合には、特殊な屋根であるから、パネルメーカーというメーカーさんにその相談内容が行くという話になるのだと思うのです。住宅の設計業者さんは、ソーラーパネルをつけるということに対してきちんとした知識を持って、今後新しい顧客に対して提供していただきたいのです。購入・設計のタイミングできちんと定期点検を受ける必要があるという認識を、消費者がもっていてほしいというのが私たちの希望なのです。

既存のものに対しては、一度調査をしないといけないけれども、その実現は難しいので、定期点検のたびに確認するというやり方をとらざるを得ないだろうと思っています。しかしながら新規顧客に対しては、もう少し顧客の認識を明確にする形で、あるいは確実に定期点検を受ける方向性に流すような何らかの仕組みを組み込んでいただけるといいのだらうと思います。メンテナンスにお金がかかるということ認識して購入してないために、点検を受けていただくうえでいろいろな課題にぶち当たってしまったと考えています。

その辺について、住宅メーカーさん、ソーラーパネルのメーカーさんの両者がどういう形で対応できるのかが注目されます。やはりこれは住宅メーカーさんがきちんと理解して情報提供した上で設置する意思決定をしていただくというプロセスが望ましいとすれば、住宅メーカーさんのほうが確実なのではないかなと思うのです。その辺り、いかがですか。

- 経済産業省 今回の取組は住団連さんで従って整理をしてチェックリスト、設置した分はチェックリストをやりますけれども、ただ、これは住団連さんだけで、かつ、設置したものだけというわけではなくて、もちろんこれから新しいものをつくっていく。また、住団連さん以外の団体さん、メーカーさん、住団連に入っていない方も分かるように、住団連さんのホームページにいろいろなチェックリストを載せて横展開をしていきたい。こういう流れを今はつくっております。こうしたことを通じて、住宅メーカー側もしっかりと啓蒙を図るということはできるだけ広げていきたいなと今は考えております。

- 水流委員 分かりました。

そのときに、メンテナンスの確実さが重要だということと、メンテナンスにどのくらいの経費がかかるのかということが入っていましたでしょうか。

- 経済産業省 経費の話というのは、私が理解しているところでは、今のところに入っていないと思います。これは恐らく住宅メーカーさんによっても違うということだと思いますし、そういった経費をそろえることも独禁法上の問題みたいなものも、

思いつきですけれども、いろいろあるとは思いますが、その辺りはまさに住団連さんのほうでいろいろな規制もルールも守りながら、ただ、消費者に対するサービスとしてしっかりと説明をしていただくというところを考えていただくのかなと思います。

- 水流委員 私はこのメンテナンスコストをきちんと消費者に伝えるというのは重要だと思っていますので、メーカーさんのお代金というものをきちんと住宅メーカーが確認して情報提供するということは必要なのではないかなと思っています。
- 経済産業省 それは御指摘として承知しました。それは関連団体にお伝えしたいと思います。ただ、これは私の直感なので、ここで言ってもしょうがないですけども、はっきりとした金額や相場をお伝えするのはそんなに簡単ではないかなと思いますけれども、伝えておきます。
- 水流委員 相場ではなくて、選択しようとするメーカーさんの価格です各メーカーさんは一定の価格を設定していると思うのです。
- 経済産業省 分かりました。
- 中川委員長 ほかはいかがでしょうか。

では、私からも1点よろしいでしょうか。

定期検査の件ですけれども、今、取っかかりとしてハウスメーカー、住団連さんの定期点検を使って、そこで何か方法ができてきたら今後横展開をしていく。現時点のものはそうした取っかかりであるというふうに御説明を理解しました。それに対して、先ほど澁谷委員から、取っかかりにしても何%ぐらい出そうですかということについて、もし全部のPVが何であるか分かりませんが、そのうち何%ぐらいが9社のハウスメーカーで設置している体で、今後何年かで、順調にいけばその部分については何年後にできるという、もちろんこれは単なる見込みではあると思いますけれども、大ざっぱに出るようであればまた後でお知らせいただきたいと思います。難しいようであれば難しいと言っていたら結構だと思いますが、まずそれが一点です。

その上で、取っかかりの住団連のチェックリストなのですが、これは目視だということだとすると、ハウスメーカーさんですから、パネルの設置の専門家ではないので、報告書で問題視しているような、例えば鋼板なし型じゃないかとか、それはもう大丈夫なのかな。ハウスメーカーのほうで交換はしているのかもしれませんが、この9社の場合ですね。もしそれが見つかったとした場合には、それは目視とか書類を見れば分かるので、交換しないところですよという情報は伝えていただけたらと思うのですが、それ以外については、明らかな危険がない限りチェックは通るといって、そんな緩やかなチェックリストであると考えていいのかなというところです。結局これ、なかなか本当のチェックは難しいし、お金がかかるというところなので、ハウスメーカーのチェックでどこまでできるのかなというのが少し疑問なところというのが1点目の質問です。

2点目は、ハウスメーカーですが、これは新築ですよ。新築で、かつ、マンションもあるかもしれませんが、一戸建て。そうすると、既存の建物につけたという

場合は入ってこないで、そういうものについては、先ほど水流委員がおっしゃいましたが、パネルメーカーにも何かやっていたかかないといけないと思うのですが、やはり既設の建物にパネルだけつけたというパターンについてはハウスメーカーさんの手は及ばないのではないかなと思うのですが、それについて、別途横展開なのか、それとも新たな展開なのか分かりませんが、アイデアはないのかというのが2点目。

最後ですけれども、ほとんどの太陽光発電システムはFIT法の対象だと思うのですが、そこで一応認可の要件として定期点検の体制があるということは確認しているはずなのですが、あれを使ってついでにこちらのチェックをするという仕掛けというのは難しいのか。

以上3点なのですけれども、お答えいただければありがたく存じます。

○経済産業省 まず1点目ですけれども、先ほど申し上げたように、住団連さんに所属する大手9社で20～25%の着工件数を一般論でカバーしているということです。さらに、こういった人たちは、大手メーカーですから、通常よりはPV設置率が高い住宅が多いと思うのですけれども、大体それぐらいのカバー率だということです。

2つ目が、既存の建物についてどうかと。新築、既存とありましたけれども、これは住宅メーカーさんによっても違うと思いますが、住宅メーカーさんの定期点検というのは、新しいものだけではなくて古いもの、既に建てたものについてもずっと定期点検はやっていくわけですから、そういったものについては当然順次反映されていくのかなと思っております。

チェックの方式なのですけれども、先ほどコストのお話がありました。これは、もちろんしっかり点検をするとそれだけコストがかかるということでもあります。コストがかかれば、消費者の立場からすると二の足を踏むような方も出てくるということもございますから、我々、さっき2段階と申し上げましたけれども、住宅メーカーさんのチェックというのは基本的には目視。さらに、さっきの遠隔モニタリングみたいなものもありますけれども、比較的簡易にチェックできる場所、コストが低くチェックできる場所からまず広くかけていき、その中で問題があれば深くやるというような2段階のやり方なのかなと思ってございます。

3点目が。

○中川委員長 改正FIT法の耐久検査の体制を使えないかということです。

○経済産業省 これは新エネ課からお答えしますか。

○経済産業省 新エネルギー課の田村と申します。

改正FIT法のお話をいただきましたけれども、住宅メーカーの方とかハウスメーカーの方とか、住宅用の太陽光発電はFIT認定において点検とかをFITの認定の要件として定めておまして、取組を進めていただくことになっております。ただ、このFIT申請そのものがシステム構築の内容とかも申請時に必要なものですから、一般の消費者の方が行うというよりは、住宅メーカーとかパネルメーカーさんが代行申請を行うということを制度上求めておまして、その中で点検体制とかもやっていただけしているのが実態としては多いと考えておりますので、先ほど情報産業

課の西川課長からもお話がありましたけれども、やはり住宅メーカーであったり、パネルメーカー側でしっかりと取組を進めていくという横展開の中で一緒にフォローしていくというのが実態的にはふさわしいのではないかなと考えております。

○中川委員長 ありがとうございます。

そうすると、そこでできているはずなのですね。改正 FIT 法のほとんど発電システムはこの体制だと思いますから、認可を得ていると思います。そうすると、ハウスメーカーないしはパネル設置をしている事業者のほうが認可の要件として私たちがやりますと言っているはずだから、定期点検としてはそこをチェックすればいいということになるわけですか。そこがされている限りは、定期点検はほぼ全てのものにされているということになるのでしょうか。そう理解してよいのであれば、かなり安堵するところですが、あとは経産省のほうで認可をした発電、売電事業者といいますか、それを設置したパネルメーカーであるとか、あるいはハウスメーカーに業界団体を通じてちゃんとやっていますかということを確認するなり、抜き打ち確認をするなりということによって担保はできていると理解してよろしいのでしょうか。

○経済産業省 再生エネルギー課です。

FIT 法の中では、あくまで売電に関する認定の基準ではありますが、電気事業法を含めて関係法令の遵守ということは当然求めていく中で、点検に関しても安定的に電力を使い続けていただくためにそういったことを求めています。パネルメーカーさんとか住宅メーカーさんでそういうことをやると言って認定を行っておりますので、そこはメーカーさんとかがしっかりとフォローする体制をとるということをお願いした上で我々の認定も行っておりますので、その中でできているというのが我々の認識ではありますので、業界団体のガイドラインとかも定めて取組を進めていただいているところですから、そういったところも取組をしっかりと確認しながら進めていくということが現実的なのではないかなと考えております。

○中川委員長 長くなって申し訳ないですが、先ほど情報産業課の課長さんからおっしゃっていただいた、住団連による5年ごとの、これは普通のハウスメーカーがやっている5年ごとにいらっしゃってチェックしてくれるというものだと思うのですが、それがなくても今の改正 FIT 法に基づくハウスメーカーなりパネルメーカーなりの認可をしたときの条件あるいは義務ということによってやっているはずだということであれば、むしろ改正 FIT 法の義務がちゃんと履行されているかをチェックすればいい。それは数が多いから大変でしょうけれども、そういうふうに理解してもよろしいのでしょうか。

○経済産業省 一見、我々が認定をするときには、先ほどのガイドラインのように、例えば5年に1度とか、その頻度まで求めているものではありませんので、そこについての確実性というのはなかなかとれるものではないということはひとつ御理解いただければと思います。

また、家庭の FIT に関しては、FIT 認定期間というのは住宅用太陽光は10年間のものになりますので、それ以降に関しては FIT 法ではカバーができない範囲になっ

てくるということが法的な仕組みとしてありますので、それに関しては住宅メーカーとFIT法だけではなくて、中長期的に使っていくパネルに関しての維持管理という点では、メーカーさんとの連携ということは非常に大切になってくるのではないかなと考えております。

○中川委員長 ありがとうございます。

ずれというか、完全に重複するわけではないということを理解しました。改正FIT法でちゃんと、10年間であっても認可の期間であるということではあれ、今はその義務があるわけですので、その意味では、経産省さんとしては全部チェックしろと言おうと思えば言えるわけですね。どうでしょうか。パネルメーカー、ハウスメーカーさんに対して、認可のときに名前を連ねた事業者に対してということですか。

○経済産業省 正確に理解できているかは分からないですけども、もちろん認可の条件として点検とか維持管理体制というのは求めているということが認定の条件になっておりますので、そこの中で、必要があれば、再度設置の手続きをしろという仕組みではなくて、あくまで売電に関する認定の仕組みになりますので、その場合には、最終的には万が一法令遵守がなければフィット認定の取消しということもありますので、必要な状況を見ながら指導ということは法定上はできると思いますので、メーカーさんとも状況を見ながら、件数も非常に膨大なものですから、その中で確認をしていくというところで認識しております。

○中川委員長 ありがとうございます。

ちょっと長くなりましたので、私はここでやめようと思いますが、ほかはよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、ほかはないようでありましたら、本日はここでヒアリングを終えたいと思います。幾つか後日御回答をお願いするところ、あるいは後日コミュニケーションをするということもありましたけれども、その点、どうぞよろしくお願いいたします。

今後は、本日の議論を踏まえ、取組状況の評価等を審議し、その結果をお伝えしたいと思います。

ヒアリングは以上となります。本日はどうもありがとうございました。

3. 個別事案について

(1) 申出事案

○ 申出のあった個別事案については、選定・不選定決定済みの431件を除く29件と8月に申出のあったもののうちの4件の計33件について検討し、調査委員会では、次のとおり決定した。

・引き続き情報収集を行う 33件

(2) その他

○ 水上設置遊具による溺水事故のフォローアップについて、(一社)日本エア遊具安全普及協会に御出席いただき、事業の運営実態に係る課題について説明を受け、質

疑応答を行った。

- 「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故」及び「エステサロン等でのHIFUによる事故」の専門委員の指名を行った。

4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室